

平成29年度行政評価シート【個表】

平成 29 年 6 月 22 日

評価対象事業		評価者	都市計画課長 舘下 優三	
まち-04	実施事業	都市計画運営事務	自治事務	主管課 都市計画課
			法定受託事務	関連課
総合計画上の位置付け	分野	市街地整備	施策の方針	市街地整備の推進

1 事業の目的

対象	市全域の土地利用・まちなみ
意図	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって市域の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため
効果	まちづくりの基本理念である「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」(鎌倉市都市マスタープランより)を目指す

2 平成28年度に実施した事業の概要

- 都市計画に関する事項の調査・審議のため都市計画審議会を運営するとともに、都市計画の決定・変更、都市計画事業の認可等の手続を行った。 - 都市計画関連情報を更新し、都市計画図等の印刷を行い、活用・販売を行った。 - 都市計画業務支援システムの運用による都市計画情報等の迅速な提供など、市民等へのサービス向上を図った。 - 県下一斉に実施される市街化区域及び市街化調整区域の見直し作業が完了した。 - 市民からの都市計画提案制度による大平山地区地区計画を都市計画決定した。 - 都市計画道路見直しに係る説明会及び関係機関との協議を実施した。

3 事業費等基礎データ

データ 人口等の データ	データ区分	27年度決算	28年度決算	データ区分	29年度当初予算	備 考 ・各年3月31日 (住民基本台帳)
	人 口	177,243人	176,869人	人 口	176,466人	
	世 帯 数	80,676世帯	80,928世帯	世 帯 数	81,150世帯	
	事業の対象者数			事業の対象者数		
運営 資源状 況	決算値(千円)	26,573	18,448	当初予算(千円)	6,058	
	国県支出金	283	5,027	国県支出金		
	地方債			地方債		
	その他	252	256	その他	400	
	一般財源	26,038	13,165	一般財源	5,658	
	人員配置数	6.0	6.0	人員配置数	6.0	
	人 件 費(千円)	46,222	45,956	人 件 費(千円)	46,940	
事業 経費運 営	総事業費(千円)	72,795	64,404	総事業費(千円)	52,998	
	市民1人当りの 経費(円)	411	364	市民1人当りの 経費(円)	300	
	対象者1人当り の経費(円)			対象者1人当り の経費(円)		

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	3. 統合できない
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	3. 変わらずにある
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きいのか	3. 廃止・休止による影響は大きくある
有 効 性	今後市が実施すべき事業か	5. 豊かな市民生活に寄与することから、今後も市が実施する必要がある
	事業の成果は得られているか	2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である
公 平 性	事業の上位施策に向けた貢献度は大きいのか	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
	受益者負担は公正・公平か	△-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	○-2. 既に市民等と協働して適切に事業を実施している
	協働実施済	協働実施済の場合のパートナー 市民及び関係機関（NPO団体を含む。）
事業内容の方向性	☐ a: 事業内容を見直す ☒ b: 事業内容は現状通りとする ☐ c: 事業を休止又は廃止する ☐ d: 他事業と統合し、本事業は廃止する	見直しの種類 ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他
		見直しの内容 事業へ統合
予算規模の方向性	☐ A: 予算規模を拡大する ☐ B: 予算規模は現状維持とする ☒ C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由 都市計画基礎調査の終了により予算規模は縮小となるが、おおむね5年ごとに行う定期的な業務のため、実施する年度は一時的に予算規模が膨らむことになる。当面は、通常業務である都市計画変更等の手続や都市マスタープランの運用業務などを行っていきが平成31年度には航空写真測量を含む全市域の基本図修正業務委託に伴う予算規模の拡大を予定している。
総評(評価に対する考え方、根拠等)	・都市計画の決定・変更、都市計画事業の認可等の手続は、都市計画法に基づいた法定手続であり、事業費の削減の余地はなく、関連・類似事業との統合はできない。 ・都市計画手続は市民生活に直結し、影響が大きいので、公聴会の開催や意見書の提出機会を設けるなど、市民意見を計画に反映する必要があることから、今後も市が実施する必要がある。 ・都市計画図等の活用・販売、都市計画支援システムの活用により、広く都市計画情報を公開し、また、問合せ等に迅速に対応している。 ・市民からの都市計画提案制度による大平山地区地区計画を都市計画決定したことから、その後の運用については、引き続き協力関係をもって行っている。	

